# 入札説明書

宮崎県北諸県農林振興局が行うフルカラー複合機の複写サービスに係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、以下を承知の上、入札しなければならない。この場合において、当 該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 1 公告日 令和7年8月1日
- 2 一般競争入札に付する事項
- (1)業務件名 フルカラー複合機の複写サービス
- (2)業務内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3)納入期限 令和7年9月30日
- (4) 契約期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで 長期継続契約とする。
- (5) 納入場所 入札説明書及び仕様書のとおり
- 3 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記2の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下、暴力団という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められた場合
  - ウ 本件契約の相手方の役員等(本件契約の相手方の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
  - エ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算 が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その 賠償の責めを負わないものとする。

# 4 競争入札参加資格

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和 46 年 1 月 26 日告示第 93 号。以下「要綱」という。)第 4 条に規定する競争入札参加資格 者名簿(以下「名簿」という。)に登録された者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業務で、営業種目が「賃貸業務」で、種目が「事務機器」であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 入札公告の日から入札日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者で あること。
- (5) 宮崎県内に本店又は支店(営業所を含む。)を有する者であること。
- (6) 本業務のために納入する機器が仕様を満たし、確実に設置、設定できると認められる 者であること。
- (7) 本業務に係る機器の保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスについて、 納入先の求めに応じて速やかに対応できると認められる者であること。

### 5 入札参加資格の確認等

(1)入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(別添1)を提出しなければならない。

なお、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(2) (1) の提出については、以下のとおりとする。

ア 提出場所 宮崎県北諸県農林振興局 総務課 総務担当

住 所 〒885-0024 宮崎県都城市北原町 24 街区 21 号 電話番号 0986-23-4508

イ 提出期限 令和7年8月21日(木)

(土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送にあたっては書留郵便に限る。)

(3) 入札参加資格確認の結果通知

令和7年8月25日(月)までに結果を通知する。

提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、資格要件に満たなかった場合は、入札参加資格を認めない。

- 6 契約条項を示す場所及び期間
- (1)場所 5の(2)と同じ
- (2) 期間 令和7年8月1日(金)から令和7年8月27日(水)まで (土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで)
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1)場所 5の(2)と同じ
- (2) 期間 令和7年8月1日(金)から令和7年8月21日(木)まで (土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで)
- 8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

本入札に関する質問は、令和7年8月21日(木)午後5時まで受け付ける。

なお、質問は、個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要が あると判断したものに関しては、ホームページ等で通知する。

# 9 入札と開札

入札に参加する者は、入札書(別添2)を下記のとおり提出しなければならない。

- (1) 入札場所 宮崎県都城総合庁舎 3階 第1会議室(住所は5の(2)と同じ)
- (2) 入札日時 令和7年8月27日(水)午後1時15分
- (3) 提出方法 持参のうえ、入札時に提出する。
- (4)代理人が入札を行う場合は、委任状(別添3)を提出する。また、入札書に入札者の 氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示 及び当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておか なければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印 をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。
- (7)入札金額は、仕様書(別添4)の要件により1か月当たりの金額を算出し、契約期間 (60月)を乗じた金額を記載すること。
- (8) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額とする。) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を

記載しなければならない。

(10) 入札は、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

#### 10 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
  - ア 初度入札に参加しなかった者
  - イ 連合その他不正な行為があった入札をした者
- (3) 入札書様式の上部の「入札書」と書かれた左横に手書き等で「再」と記載すること。 また、初度の入札と同様に内訳を記載すること。
- (4) 再度入札を辞退する場合は、辞退する旨を記載した入札書を提出すること。

### 11 入札保証金及び契約保証金

### (1)入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する こと。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められるときは、入札保証金の 納付が免除されることがある。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(入札金額の100分の5 以上)を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

予定数量に単価を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の1 0以上)を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 過去2箇年度の間に国(独立行政法人、国立大学法人を含む。)又は地方公共団体 (地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社を含む。)と 種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実 に履行したことを証明する書類を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれ がないと認められるとき。

# 12 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した若しくは不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- 13 最低制限価格の有無 最低制限価格は設定しない
- 14 落札者の決定方法
  - (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札者にくじを引かせ、 落札者を決定する。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを 引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 15 契約に関する事務を担当する部局5の(2)と同じ
- 16 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 17 入札者は、入札後、入札通知について不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。